

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

- 北九州広域都市計画用途地域の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 2
- 北九州広域都市計画道路の変更案の縦覧【建築都市局計画部都市交通政策課】 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 5

北九州市公告第 4 1 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成 3 0 年 6 月 1 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類
用途地域

- 2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	大字門司、瀬戸町、鳴竹一丁目、花月園及び谷町一丁目の各一部

- 3 都市計画の変更案の縦覧場所
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市建築都市局計画部都市計画課

- 4 縦覧期間

平成 3 0 年 6 月 1 8 日から同年 7 月 2 日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

- 5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に平成 3 0 年 7 月 2 日までに到着するように提出すること。

北九州市公告第412号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、北九州広域都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

平成30年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

道路

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 3・2・44-6号 5号線

廃止する部分 北九州市門司区錦町、丸山二丁目及び長谷一丁目の各一部

(2) 3・3・44-21号 本町川端町線

廃止する部分 北九州市門司区錦町及び老松町の各一部

(3) 3・5・44-105号 錦町田野浦線

廃止する部分 北九州市門司区丸山二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、谷町一丁目、谷町二丁目、花月園、上本町、清見三丁目、清見四丁目、鳴竹一丁目、鳴竹二丁目及び田野浦一丁目の各一部

(4) 3・5・44-110号 錦町氷室町線

廃止する部分 北九州市門司区錦町、老松町及び東門司一丁目の各一部

(5) 3・3・44-136号 東本町線（旧3・6・44-136号和布刈線）

廃止する部分 北九州市門司区旧門司一丁目、旧門司二丁目、大字門司、瀬戸町、大久保一丁目及び大久保二丁目の各一部

(6) 3・3・44-211号 東本町田野浦線

廃止する部分 北九州市門司区東門司一丁目の一部

(7) 7・4・44-1号 西新町線

廃止する部分 北九州市門司区西新町二丁目の一部

(8) 7・6・44-8号 谷町線

廃止する部分 北九州市門司区谷町一丁目、花月園、東門司二丁目及び清見一丁目の各一部

(9) 3・4・44-214号 砂津鍛冶町線

追加する部分 北九州市小倉北区砂津一丁目、砂津三丁目、鍛冶町二丁目及び米町二丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

4 縦覧期間

平成30年6月18日から同年7月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、平成30年7月2日までに上記縦覧場所に到着するよう提出すること。

北九州市公告第413号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年6月18日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び数量

家庭ごみ及び資源化物収集用指定袋 1,090万枚

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期限 平成30年11月30日

(4) 納入場所 市の指示する場所

(5) 今後購入が予定される数量及び入札公告予定時期

ア 1,040万枚 平成30年8月頃

イ 1,080万枚 平成30年10月頃

(6) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

(7) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、この公告の日前2年間に、国、地方公共団体等の官公庁（外国の官公庁を含む。）又は北九州市における外郭団体と同様の団体からの発注に対し、遅滞なく誠実に納入した実績（1年間ににおける納入数量の合計が726万枚以上であるものに限る。）があること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年7月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から平成30年7月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成30年7月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成30年7月3日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成30年7月11日から同月18日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月19日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成30年7月18日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成30年7月19日午後2時10分

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
 - エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

- (1) Product and Quantity
Purchase of Clear plastic bag for household garbage and resource recovery
Quantity: 10,900,000 sheets
- (2) Deadline for the submission of tender
For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., July 19, 2018

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., July 18, 2018

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of
Kitakyushu